

2024/25年 競技規則

「脳振盪による交代(再出場なし)」の追加:実施手順

2024年7月1日から有効

はじめに

2024年3月2日にスコットランドで開催された第138回IFAB年次総会(AGM)での承認を受け、競技規則により、全ての競技会で「脳振盪による交代(再出場なし)」の追加の使用を認めることになった。

「脳振盪による交代(再出場なし)」の追加は、実際に脳振盪を起こした、またはその疑いがある競技者が交代し、その試合の残りの時間に参加しない場合に生じる。この交代は、「通常」認められた交代(または該当する場合は交代の回数)の1人(1回)として数えない。

「脳振盪による交代(再交代なし)」の追加については、以下を参照のこと。

第3条. 競技者 > 3.2 交代の数

脳振盪による交代(再出場なし)の追加

競技会は、「注記および修正」に記載されている実施手順に従って、「脳振盪による交代(再出場なし)」の追加を使用することができる。

注:試行では2つの異なる実施手順が用いられたが、IFAB年次総会では1つの実施手順(以下を参照)が承認され、その実施手順を完全に用いられなければならない。

原則

- 1試合において、各チームは最大1人の「脳振盪による交代」を使うことができる。
- 「脳振盪による交代」は、その前に何人の交代要員が使われているかにかかわらず、行うことができる。
- 氏名が届けられた交代要員の数が、「通常の交代」の最大数と同じである競技会においては、「脳振盪による交代で入る交代要員」は、交代で退いた競技者であっても交代で競技者になることができ、その前に何人の交代が行われているかにかかわらず、いつでも交代して出場することができる。
- 「脳振盪による交代で入る交代要員」が使われたならば、相手チームは、(脳振盪に限らず)いかなる理由であっても「追加の交代要員」を使うことができる。

進め方

- 交代の進め方は、第3条 - 競技者にに基づき行われる(以下に示される場合を除く)。
- 「脳振盪による交代」は、次により行うことができる。
 - 脳振盪を受傷した、または、その疑いが生じた直後に
 - フィールド上での診断、またはフィールド外での診断後に
 - 競技者が、その時より前に診断を受け、競技のフィールドに戻った場合を含め、それ以外で脳振盪を受傷した、または疑われるときはいつでも
- チームが「脳振盪による交代」を行うこととした場合、できることならば異なる色の交代カードまたは用紙を用いて、主審/第4の審判員に知らせる。
- 脳振盪を起こした、またはその疑いがある競技者は、PK戦を含むその試合の残りの時間に出場することができない。また、できる限り、更衣室や医療施設に関係者に付き添われて行かななければならない。
- 主審や第4の審判員は、相手チームに1人の「追加の交代要員」と1回の「追加の交代の回数」を使うことができることを通知する。これは、「脳振盪による交代」を行うチームと同時でも、その後いつであっても

使うことができる(競技規則に別途示される場合を除く)。

交代の回数

- 「脳振盪による交代」は、「通常の交代」の回数の制限とは別に取り扱われる。
- しかしながら、チームが「脳振盪による交代」を「通常の交代」に合わせて行った場合、1回の「通常の交代」としてカウントされる。
- チームが「通常の交代」の回数を全て使い切ってしまったならば、「通常の交代」のために「脳振盪による交代」の枠を使うことはできない。
- チームが「脳振盪の交代」を行った場合、相手チームは1人の「追加の交代要員」を使うことができ、1回の「追加の交代」の機会を得る。この追加の交代回数は、「追加の交代要員」のためにのみ使うことができ、「通常の交代要員」には使うことができない。

審判員

主審およびその他の審判員、特に第4の審判員は、

- 競技者が交代すべきかどうか、また、「通常の交代要員」、あるいは、「脳振盪による交代要員」と交代すべきかどうかというチームの決定プロセスにかかわらない。
- 負傷や、またはその疑いがある場合、それが「脳振盪による交代要員」を使用することに該当するかどうか判断してはならない。
- 競技者が負傷した、またはその疑いがある場合、チームキャプテン、監督・コーチまたは医療スタッフに対して、競技者を診断する、あるいは処置する必要性があるかもしれないことを伝えるなど、適切な援助をするべきである。
- 負傷した競技者がプレーを続けることができないと、チームキャプテン、監督・コーチまたは医療スタッフが判断したならば、これを援助するべきである。これにより、主審は、競技者が競技のフィールドから離れるまでプレーの再開を遅らせることが求められる。
- 「脳振盪による交代」が不適切に使われたという懸念がある場合、関係機関に報告しなければならない。